

令和7年度東近江市生活支援体制整備事業第2層協議体運営業務仕様書

1 業務名

令和7年度東近江市生活支援体制整備事業第2層協議体運営業務

2 業務の目的

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持った暮らしを継続していくためには、介護保険等では提供できない生活支援サービス及び高齢者等が主体となった活動が重要であり、これらの活動及び支え合いの地域づくりを推進していくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

次に掲げる業務を行う第2層協議体を設置し、運営する。

(1) 第2層協議体の設置及び運営

ア 多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした定期的な情報の共有・連携強化の場として、第2層協議体を設置する。

イ 第2層協議体は、地域の多様な人々で構成され、その推進役として「地域支え合い推進員」を設置することができる。

ウ 第2層協議体及び地域支え合い推進員は、まちづくり協議会等と連携するとともに、第1層協議体及び第1層地域支え合いコーディネーターと協働し、地域の課題及び現状を踏まえ、取組の推進に向けた協議体の運営を行う。

※協議体について

協議体とは、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした定期的な情報の共有・連携強化の場である。その区域は、第1層は市全域、第2層はまちづくり協議会エリアとする。また、第1層地域支え合いコーディネーターは、第1層及び第2層協議体の運営並びに地域支え合い推進員を後方支援する役割であり、市が東近江市社会福祉協議会に設置委託しているものである。

(2) 地域の活動や資源の見える化

ア 地域での様々な活動の把握と見える化を行う。

イ 支え合いの地域づくりのための関係者間のネットワーク構築及び地域で必要な取組を推進する。

5 対象区域

市内の各地区コミュニティセンターをまちづくりの拠点とし、市と協働して運営する区域（全14地区）

6 委託料の決定

本事業における委託料は、1地区につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とし、予算の範囲内で決定する。また、委託料に含まれる支出科目は、次のとおりとし、その他の科目については、事前協議によって決定する。

なお、備品購入費は支出科目対象外とする。

計上可能科目

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、旅費、保険料、使用料及び賃借料、研修参加費、賃金、講師謝礼

7 委託料の支払

委託料は、受注者の請求に基づく前金払とする。

受注者からの請求があったときは、30日以内に委託料を支払う。

8 実績報告

業務を完了したときは、次に定める実績報告を10日以内に提出するものとする。

(1) 活動実績報告書（第2層協議体の開催記録、地域支え合い推進員の活動記録等）

(2) 協議体の取組を通して得られた実績及び方向性をまとめた記録

(3) 契約期間に係る収支決算報告書等の経費内訳書

(4) 次のうち1つ以上を提出すること。ただし、受注初年度は、アを必須とする。

ア 把握した地域での様々な活動をまとめた物（一覧、冊子等）

イ 地域のアンケート調査の実施による地域ニーズを分析したレポート

ウ フィールドワーク等によって把握した資源マップ

エ 第2層協議体の活動や把握した資源を、地域住民に向けて広報した内容（広報誌、SNS投稿等）。ただし、発信頻度については、紙媒体は2月に1回以上、電子媒体は1月に1回以上を目安とする。

オ 複数の住民や団体の協働によって展開した資源開発の事例についての報告書

カ 「いっそう元気！東近江（第1層協議体）」との協働により実施した取組についての報告書

9 業務実施における注意事項

(1) 再委託の禁止

受注者は、受注した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 個人情報保護及び守秘義務

個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守するほか、帳票等の保管に当たっては、施錠可能なキャビネット等に格納することにより、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

また、守秘義務、目的外使用の禁止等を遵守しなければならない、業務が終了した後についても同様とする。

(3) 奥付

実績報告に係る一覧又は冊子等には、業務名の奥付を記載すること。